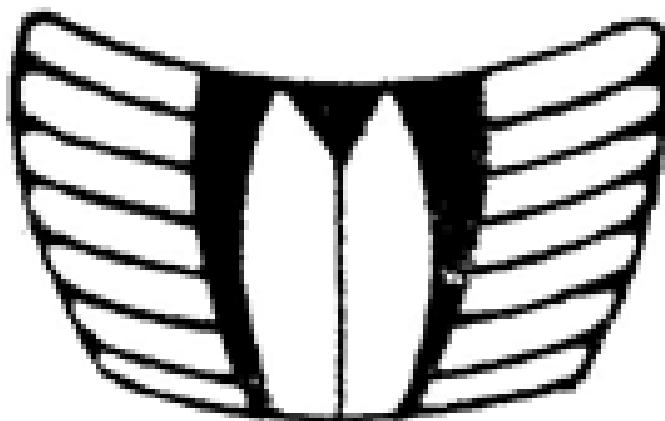


令和7年度（2025年度）



四條畷校進路 HP

進路のてびき



大阪府立交野支援学校
四條畷校・進路部

進路のてびきについて

この進路のてびきは3部構成となっています。第1部では、中学部・高等部での進路支援の流れや進路行事などに関する説明などが書かれています。該当学年を中心にご覧いただき、流れを随時ご確認ください。第2部は、福祉サービスの利用に関する内容で、在学中や卒業後に必要な手続きについて記載しています。第3部は福祉サービス利用や就労に関する相談窓口を一覧で紹介しています。このてびきをもとに、家庭と学校や福祉事業所、相談支援機関等と連携しながら、卒業後の進路のイメージを作っていただければと考えています。

目次

第1部 進路支援

1. 中学部卒業後の進路先について	2
2. 中学部の進路に関する予定	3
3. 高等部卒業後の進路先について	4
4. 高等部1年生の進路に関する予定	6
5. 高等部2年生の進路に関する予定	7
6. 高等部3年生の進路に関する予定	8
7. 企業での実習について	10
8. 福祉事業所での実習について	12
9. 福祉事業所見学について	14
10. 高等部卒業後の支援について	16
11. 進路状況	17

★表記について

障がいの「害」の字は、原則としてひらがなで表記しています。ただし、法律名や組織名といった、漢字が名称で用いられている場合には、漢字で表記しています。

(例) 障害者総合支援法で定められた障がい福祉サービス

第2部 福祉サービス

1. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要について	18
2. 障がい支援区分について	19
3. 就労アセスメントについて	21
4. 卒業前の手続きと相談支援、サービス等利用計画について	23
5. 卒業後の重要な手続きについて	25

第3部 相談窓口

1. 福祉サービス利用や手帳に関する相談窓口	26
2. 就労に関する相談窓口や訓練校	31

<参考資料>webサイトの紹介	33
-----------------	----

第1部 進路支援

1. 中学部卒業後の進路先について

中学部を卒業した後の進路先については、交野支援学校四條畷校の高等部以外にも、高等支援学校、高等学校自立支援コース、高等学校共生推進教室、高等専修学校など、進路選択の幅が広がっています。各学校の特徴（選抜形式や卒業証書、その他の特徴についてなど）は、下表をご参照ください。

各学校で実施されている見学会やオープンスクールについて、随時情報を提供していきますので、ぜひ参加を検討してみてください。

・卒業後の進路先として考えられる校種一覧

療育手帳	タイプ	校 種	選 抜	卒業証書	就学奨励費	受験料	給食	その他
△	支援学校	支援学校高等部	検査あり ※選抜ではない	支援学校	○	なし	○	引継ぎしやすい
療育手帳所持	職業学科	高等支援学校	筆答 作業 面接	支援学校	○	なし	×	就労による社会的自立をめざす学校
	支援一般級校	大阪府立高等学校に設置する 共生推進教室	面接	支援学校	○	なし	×	週1日、本校登校 週4日は設置校登校
		知的障がい生徒 自立支援コース	面接	高等学校	×	有料	×	ほとんどの授業を一般生徒と一緒に受ける
	研究校	大阪教育大学附属特別 支援学校高等部	1次（課題、 行動観察、面談） 2次（抽選）	支援学校	○	有料	○	通学は70分程度 まで
△	その他	エンパワメントスクール （公立）	学科(5教科) 面接	高等学校	×	有料	×	学び直しがコンセプトの学校（国数英の習熟度別授業等）
		定時制高校 （公立）	学科(3教科)	高等学校	×	有料	×	通常4年制の夜間学校。通信制との併修により3年で卒業も可。
		通信制高校 （公立、私立）	面接 学科 （学校により異なる）	高等学校	×	有料	×	登校日数を選べる
	専門知識等	高等専修学校 （私立）	学科 面接	高等専修学校	×	有料	×	通信制との併修により高卒資格の取得も可

△→なくても受験可

・近隣のおもな学校について

高等支援学校…たまがわ高等支援学校（東大阪市）、むらの高等支援学校（枚方市）
とりかい高等支援学校（摂津市）

共生推進教室…緑風冠高等学校（大東市）、枚岡樟風高等学校（東大阪市）

自立支援コース…柴島高等学校（東淀川区）、枚方なぎさ高等学校（枚方市）

定時制高等学校…布施高等学校（東大阪市）、成城高等学校（城東区）

通信制高等学校…桃谷高等学校（生野区）、長尾谷高等学校（私立）（枚方市）

高等専修学校…東朋高等専修学校（私立）（天王寺区）

2. 中学部の進路に関する予定

中学部から高等部または他の学校へ、進路学習や見学を通して、次の段階について少しずつイメージを持てるよう取り組んでいきます。進路に関する説明会や学校見学会なども、以下の予定で実施いたしますので、積極的にご参加ください。

学年・時期		内 容	説 明
1・2年	4月	進路説明会	昨年度の進路状況や、進路先の情報、今後の進路スケジュールなどについて説明します。
	夏頃より	各学校オープンスクール等	各学校より、オープンスクールや学校見学会の案内が配付されます。一部対象学年が限定されますが、1年からでも参加できるものもありますので、興味がありましたら早めのご参加をおすすめします。
	冬頃	大阪府教育庁による企業体験実習	昨年度、大阪府教育庁から企業体験実習の案内があり、本校からも1名参加しました。保護者送迎による1日体験となります。今年度も実施が決まりましたご案内します。（府内全域の支援学校に募集しているため、応募多数の場合、希望に添えない場合があります）
3年	5月	進路説明会	昨年度の進路状況や、進路先の情報、今後の進路スケジュールなどについて説明します。
	5～6月	高等部見学	高等部の教育内容の説明を受け、高等部の授業を見学します。生徒の見学と保護者の見学はそれぞれ別の日に行います。
	夏頃より	各学校オープンスクール等	各学校より、オープンスクールや学校見学会の案内が配付されます。進路を検討するうえでも、ぜひご参加を検討してみてください。
	12月	学期末懇談	進路について、希望の最終確認を行います。
	冬頃	大阪府教育庁による企業体験実習	（上記1・2年参照）
	1～3月	出願・入学試験	希望する学校への出願や、入学試験、入学者決定検査などを行います。

・ 中学部卒業後の進路先の多様化と自己決定

上記のスケジュールで進路支援を行いますが、進路選択の主役は生徒自身です。オープンスクールなどを通して、中学部で様々なことを学んだり体験したりしながら、これからの自分自身について考え、本人が納得して決められるように支援していきたいと思いますので、保護者のみなさまのご協力もよろしくお願いいたします。

3. 高等部卒業後の進路先について

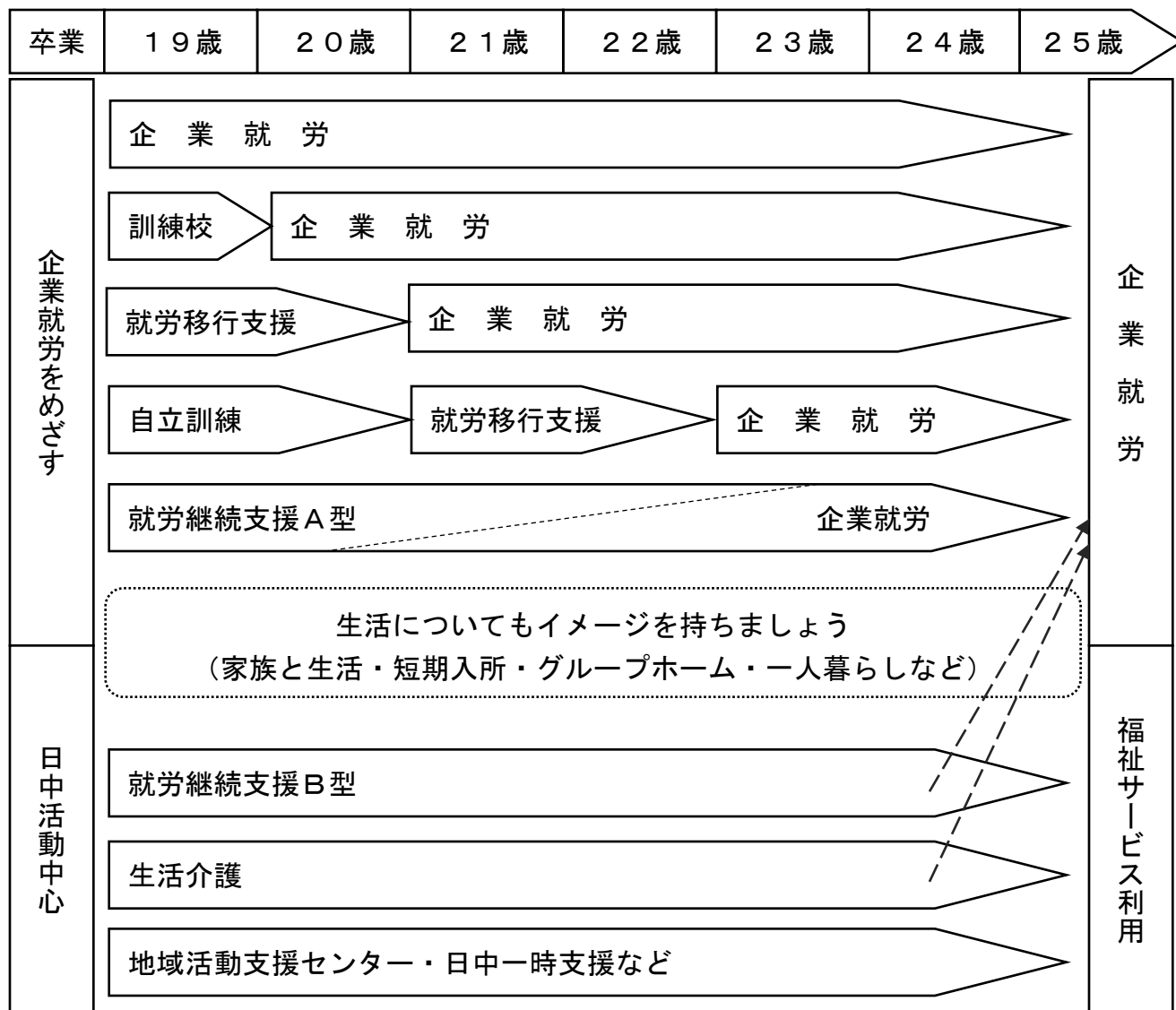
高等部卒業後の進路については、様々な進路先がありますが、大きく「企業就労をめざす」ものと、「日中活動を中心」としたものに分けることができます。

企業就労をめざす場合は、卒業後すぐに就職、障がい者職業能力開発校（訓練校）や就労移行支援で職業訓練を経て就職につなげるなど、いくつかのステップがあります。

日中活動を中心としたものでは、社会福祉法人や NPO 法人などが運営している福祉事業所を利用することになります。日中活動の内容など、本人に合った活動場所や種別を考えていくことが大切です。「障害者総合支援法」の改正や新規事業所の開設など、最新の情報にも関心を持っておくのもよいでしょう。

卒業後すぐの進路先も大切ですが、20 歳、25 歳ごろにどのように過ごしているか、将来のなりたい自分、自己実現をめざして、中長期的なビジョンを本人と保護者で共有できるようにしましょう。

・卒業後の中長期的なイメージ図



・高等部卒業後の主な進路先の内容について

種 別	内 容
企業就労	一般企業に就職します。主な業種は、清掃、事務補助、介護補助、店舗のバックヤード、品出し、調理補助、製造補助などです。 雇用形態は、契約社員、パートタイム雇用、正社員雇用などです。社会保険は適用されるものの、契約社員、パートタイム雇用が多く、正社員雇用は少ないです。
職業能力 開発校 (訓練校)	就職のための訓練や就職活動の支援を行っています。 入校には選考試験・面接試験があります。2次募集を行っている場合もあります。 期間は1年間です。
就労移行 支援	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練および就職活動に関する支援等を行います。2年間の利用年限があります。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な訓練を行います。施設に入所する宿泊型自立訓練や、引きこもり状態の方への訪問型自立訓練もあります。2年間の利用年限があります。
就労継続支援 A型	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために、必要な訓練を行います。A型は福祉サービスの側面を持ちつつ、雇用契約を結ぶので原則として最低賃金を保証しています。利用年限はありません。
就労継続支援 B型	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために、必要な訓練を行います。B型は非雇用型なので、最低賃金は保証されていませんが、事業所によってさまざまな特色を持つ作業を行っています。利用年限はありません。卒業後すぐに利用するためには「就労アセスメント」や「就労選択支援事業」の利用が必要になります。(→P21)
生活介護	創作的活動または生産活動の機会を提供したり、必要に応じて食事や排せつなどを支援したりします。利用するためには、障がい支援区分3以上が必要になります。(→P19)

・進路先となる事業所の併用利用について

事業所の併用利用が増えています(R5年度9人、R6年度9人)。併用利用には、異なる活動内容に取り組むことでメリハリをつけることができたり、複数の事業所が関わることで本人を知ってくれる人が増えたりするメリットがある一方、利用する本人が混乱して、それぞれの利用に影響が出ることがあるなどのデメリットもあります。併用利用が望ましい形であるかどうかは、人により異なるので、よく考える必要があります。

また、併用利用ができない事業所があるほか、就労継続支援B型と生活介護といった、異なる事業種別の併用ができない場合がありますので、ご相談ください。

・生活の場の変更を伴うグループホームや施設入所等の進路希望について

学校の進路指導は、日中活動の場である企業就労や福祉事業所等につなげる支援を行っています。卒業後すぐに生活の場が変わるグループホームや施設入所を希望する場合は、家庭が主体となって市のケースワーカーや相談支援事業所(→P24)と連携しながら探していきます。

4. 高等部 1 年生の進路に関する予定

高等部になると、進路についての取り組みも増えてきます。保護者対象のもの（保）や生徒本人が対象となるもの（本）があります。予定の時期は前後することがあります。

時期		内 容	説 明
1 学期	4 月	学年懇談会での進路についての説明 保	高等部 3 年間の進路支援の大まかな流れと、当該学年での取組などについての説明を行います。
2 学期	9 月	進路説明会保	今後取り組んでいく事業所見学や実習、進路決定までの流れなど、高等部での進路の流れについての説明会を実施します。
	10 月	卒業生インタビューによる 進路学習本	卒業生の進路先を教員が訪問し、日中活動や就労の様子や、在校生に向けてのインタビューを撮影したものを視聴することで、卒業後のイメージを持つことを目的としています。
	11 月	選択職業見学 本 保	卒業後すぐ、または数年以内に就労を希望する場合は、選択職業のクリーンコースをご検討ください。
	12 月	生徒事業所見学会 本	学校から、福祉事業所や企業の見学会を実施します。今後の実習や卒業後の具体的なイメージを持つきっかけにしています。
3 学期	1～2 月	職場実習本	卒業後の就労をめざし、5～6 時間程度で 1 週間程度、企業での体験実習に参加します。自宅から企業までの通勤を一人でできることが条件となります。（→P10）
	1～2 月	個別の福祉事業所 見学本 保	見学を希望する福祉事業所に学校から連絡をしたうえで、見学可能であれば、保護者と福祉事業所で日程を調整し見学します。生徒と一緒に見学することも可能です。（→P14） また、福祉事業所の情報については、学校ホームページに掲載しています。（→P15）
	3 月	進路希望調査本 保	現時点での進路希望についてアンケート形式でご回答ください。今後の進路支援に活用いたします。

5. 高等部2年生の進路に関する予定

高等部2年生では、全員が校外での実習を体験します。体験実習や見学などを通して、進路希望についてイメージを形作っていく時期になります。

時期		内 容	説 明
1 学期	4 月	学年懇談会での進路についての説明 保	高等部2～3年の進路支援の大まかな流れと、当該学年での取組などについての説明を行います。
	5～7 月	個別の福祉事業所 見学本 保	1年生1～2月と同様に実施します。数多くの事業所を見学すれば、具体的な進路希望を考えるときに参考になりますので、早いうちから、積極的に見学されることをお勧めします。 (→P14) 事業所情報は、学校ホームページをご参照ください。 (→P15)
	6 月	職場実習本	1年生3学期の職場実習同様、実施します。(→P10)
	夏休み	事業所実習本	希望者は、1～2日間、1か所、希望する事業所で実習に参加します。保護者引率にて行い、教員が巡回指導をします。 (→P12)
2 学期	10 月	卒業生インタビューによる 進路学習本	卒業生の進路先を教員が訪問し、日中活動や就労の様子や、在校生に向けてのインタビューを撮影したものを視聴することで、卒業後のイメージを持つことを目的としています。
	10 月	職場実習本	2年では、6月と10月の年2回職場実習を行います。 (→P10)
	11 月	選択職業見学保	卒業後すぐ、または数年以内に就労を希望する場合は、選択職業のクリーンコースをご検討ください。
3 学期	1～2 月	個別の福祉事業所 見学本 保	2年生では、5～7月と1～2月の2つの期間で個別の福祉事業所見学を実施します。(→P14)
	2 月	事業所実習本	2日間、事業所での体験実習に参加します。学校が指定する事業所か、希望する事業所で実習を行います。(→P12)
	2 月	進路説明会保	進路決定に関連する障がい福祉サービスの概要や、進路決定までの流れについて説明会を実施します。
	3 月	進路希望調査本 保	1年生の時と同様、現時点での進路希望についてアンケート形式でご回答ください。進路支援に活用いたします。

6. 高等部3年生の進路に関する予定

高等部3年生では、進路希望により進路決定の流れが変わってくるため、「企業就労（訓練校を含む）希望」と「障がい福祉サービス利用希望」に分けて掲載します。3年生の時点でどちらとも考えられる場合は、どちらかに絞るまで2つの流れを並行して行うことになります。

・企業就労および障がい者職業能力開発校（訓練校）を希望する場合

時期	内 容	説 明
1 学期	4～5月	個別進路懇談 ^本 ^保 卒業後の進路に関する方向性について本人、保護者、担任、進路担当の4者で懇談します。以降、進路相談は必要に応じて随時実施します。
	5～6月	市別福祉懇談 ^保 卒業後に向けて、様々な支援機関の紹介と福祉サービスの利用について説明を受けます。就労に関する支援機関もお招きしますので、ご参加ください。
	6月	職場実習 ^本 本人と企業とのマッチングを確かめる実習です。期間は10日間程度、時間は企業の勤務時間帯での実習となります。（→P10）
	7月	職業相談 ^本 ^保 居住市管轄のハローワークにて求職登録を行います。あわせて、地域の障害者就業・生活支援センター（就ポツ）との面談を行います。
	8月	訓練校体験入校 ^本 ^保 訓練校の進路を考えている場合、体験入校を行います。
2 学期	9月	進路希望調査 ^本 ^保 進路希望として、就職、訓練校を希望すれば、さらに実習などを行います。
	10月	職場実習 ^本 企業が採用できる可能性があるかを見極める実習となります。就労の可能性があるかと評価されると求人票が提示されます。不採用の場合は、次の実習先の検討、もしくは、進路変更を検討することになります。（→P10）
	随時	内定までの動き ^本 求人票の提示、応募、面接選考と進み、採用が内定します。内定すれば、入社の手続きに進みます。一部の企業では、慣らし実習をすることがあります。
3 学期	11～1月	訓練校出願、受験、合否発表 ^本 正式な試験日は秋頃に確定します。出願はハローワークに行います。2次募集がある場合もあります。
	2月	進路講演会 ^保 障がい基礎年金や成年後見制度についての説明を受けます。（→P25）
	3月	卒業 ^本 4月から決定した進路先に進みます。

※就職内定者は、大阪障害者職業センターで重度判定^本^保を受けることがあります。（→P11）

・ 障がい福祉サービスの利用を希望する場合

時期		内 容	説 明
1 学期	4～5 月	個別進路懇談 ^本 ^保	卒業後の進路に関する方向性について本人、保護者、担任、進路担当の4者で懇談します。以降、進路相談は必要に応じて随時実施します。
	5～7 月	個別の福祉事業所見学 ^本 ^保	卒業後に利用できる可能性のある福祉事業所を中心に見学します。(→P14)
	5～6 月	市別福祉懇談 ^保	卒業後に向けて、様々な支援機関の紹介と福祉サービスの利用について説明を受けます。各市の障がい福祉担当課、相談支援事業所などをお招きします。福祉サービス利用手続きの説明や、担当職員との顔合わせをする場合もあります。今後の手続きを円滑に進めていくためにもぜひご参加ください。
	6 月 (随時)	就労アセスメント ^本	<u>就労継続支援B型の利用を希望する場合は</u> 、就労移行支援事業所で「就労アセスメント」を受ける必要があります。(→P21)
	夏休み	事業所実習 ^本	本人と事業所とのマッチングを確かめる実習です。日数は福祉事業所との相談になります。実習先までは保護者による送迎、もしくは自力での通所となります。自力通所の場合の経路の確認等も保護者と本人でお願いします。(→P12)
2 学期	9 月	進路希望調査 ^本 ^保	夏休みの福祉現場実習を踏まえて、卒業後に利用を希望する福祉事業所をお答えください。学校から福祉事業所に利用希望の依頼を出し、福祉事業所から内諾をいただければ、卒業後の利用へとつながります。(→P23)
	随時	障がい支援区分認定調査 ^本 ^保	<u>生活介護の利用を希望する場合は</u> 、各市で「障がい支援区分」を決めるための認定調査を受ける必要があります。(→P19)
3 学期	1 月	利用開始日の相談 ^保	福祉事業所の利用開始日を、福祉事業所と相談して決めてください。(→P23)
	1～2 月	利用申請 ^本 ^保	利用開始日が決まれば、各市の障がい福祉担当課で利用申請をします。申請が通れば、受給者証が発行されます。(→P23)
	適宜	利用契約 ^本 ^保	受給者証が発行されれば、利用開始日までに、事業所と契約します。(→P23)
	2 月	進路講演会 ^保	障がい基礎年金や成年後見制度についての説明を受けます。(→P25)
	3 月	卒業 ^本	利用開始日から決定した進路先に進みます。

7. 企業での実習について

高等部では、卒業後に企業就労をめざす生徒に対して、1年生の段階から職場実習を計画・実施しています。日数や期間を延ばしながら、3年生では就労を前提とした職場実習を行います。長期休業期間を除く実習の日は出席扱いとなります。

・企業での実習とねらい

学年	時期・日数・時間	実習のねらい
1年	1～2月 3～5日間・5～6時間程度	将来の社会生活に必要なことを知る 体験を通じ、働く意欲を養う 自分に適した仕事について考える
2年	6月と10月 5日間・6～7時間程度	
3年	6月と10月 10日間・企業の勤務時間	卒業後の進路を決定する

・職場実習参加に向けて

職場実習に参加するためには、以下の力をつける必要があります。

★自主通学ができるようになりましょう。

実習中は、実習先まで公共交通機関を使って自分で通勤します。自分で目的地まで移動できることを習慣づけるために、段階的に練習を積みながら、公共交通機関を利用して登下校の自主通学ができるようになりましょう。

★生活習慣をととのえ、働くための体力と気力を養いましょう。

働き続けるためには、毎日の健康管理と規則正しい生活習慣が必要です。体力をつけることは、働くための意欲の向上にもつながります。

★ルールを守り、継続して作業に取り組めるようになりましょう。

実習先では、職場の方の指示に従って作業に取り組めます。決められた時間やルールを守り、与えられた仕事は責任をもってやり遂げる力を身につけましょう。

★自分から、あいさつ・返事をしましょう。

積極的な態度で、自分からあいさつや返事ができるよう心がけましょう。気持ちの良いあいさつや返事は、相手に良い印象を与え、より良い関係づくりにつながります。

★適切な言葉づかいで、報告・連絡・相談をしましょう。

適切な言葉づかいや態度で、職場の方と接することができるよう心がけましょう。作業終了の報告・連絡・相談・質問などを、場にふさわしい表現で伝えられるようになりましょう。

・職場実習の流れ

まず、実習の前に事前学習を行います。実習先や仕事の内容を確認し、目標を設定します。それらをもとに、実習日誌を作成します。また、実習先へ事前あいさつに行き、企業の実習担当者との顔合わせなどを行います。

実習中は、適宜学校から教員が巡回し、本人や企業の実習担当者から話を聞いて、助言などの支援を行います。

実習先から帰宅した際には、生徒本人から学校に電話で連絡をします。電話で報告をする練習をするとともに、1日の実習の様子を教員が聞き取ることで実習を振り返り、翌日以降の実習に活かします。

最終日には、企業・学校・本人で実習全体の振り返りをします。

事後学習で実習全体を振り返り、これからの学校生活や家庭で取り組んでいくことについて考えます。

・企業での実習で保護者にご協力いただきたいこと

★実習先へ通うための経路の確認

実習先へは自力で通うことになります。学校から実習先へ事前あいさつに行きますが、実習中は自宅からの経路となりますので、利用する公共交通機関や乗車時刻、実習先までの経路などを一緒にご確認ください、時間に遅れないようサポートをお願いいたします。

★実習日誌の確認と保護者欄への記入

実習日誌には、本人が取り組んだ内容や企業の実習担当者からの評価などが記入されています。持ち帰りましたら、それらに目を通していただくとともに、ご家庭でのお子さんの様子などを保護者欄に記入して、実習先にお伝えいただきますようお願いいたします。

★昼食の用意、お子さんへの励ましなどのサポート

実習は昼食の時間を挟んで実施する場合がほとんどですので、実習先で食べる、弁当などの昼食の用意をお願いいたします。また、お子さんは、いつもと違う環境で、緊張感をもって実習に取り組んでいますので、普段よりも身体的、精神的に疲れることもあるかと思われます。翌日以降も前向きな気持ちで実習に取り組めるように、ご家庭では、ねぎらいや励ましなどのサポートをお願いいたします。

※職業的重度判定について

実習を経て企業就職が内定した人について、堺筋本町にある大阪障害者職業センターで重度判定を受ける場合があります。これは、療育手帳の等級や障がい支援区分とは別のもので、重度と判定されると、企業がその人を採用すると障がい者を2人雇用したとみなされます（ダブルカウント）。企業にとっては法律で定められた障がい者雇用率を算定するときに有利になります。本人にとっては、企業内でのサポートが期待できます。重度判定については、個別にご案内いたします。

8. 事業所での実習について

福祉事業所での実習は、高等部2年で2回、体験の機会があります。高等部3年では、進路選択のための実習となります。長期休業期間を除く実習の日は、出席扱いとなります。

・福祉事業所での実習とねらい

学年	時期・日数・時間	体制等
2年	夏休み・1～2日間 事業所の活動時間	希望者対象、保護者引率、 教員巡回による支援
2年	2月・2日間 学校引率の場合3時間程度 保護者引率の場合は事業所の活動時間	学校引率、教員付添あり、3時間程度
		保護者希望の事業所の場合 保護者引率、教員巡回による支援
実習のねらい 福祉事業所がどのようなところかを体験し、卒業後の社会生活を具体的にイメージする 自分に合った活動や、やりたい活動を考えるきっかけとする 働くことの意味や意義、心構えについて体験を通して学ぶ		
学年	時期・日数・時間	体制等
3年	夏休み中心に随時 3～5日間程度 事業所の活動時間	保護者の責任による送迎または自力通所 卒業後の利用を想定し、原則教員付添なし
実習のねらい 進路先として希望する福祉事業所で、実際の活動内容を体験し、自分に合った内容かを確認する 福祉事業所側として、提供するサービスが本人に適しているか、体制上受け入れが可能かを確認する		

・福祉事業所での実習に向けて

★基本的な生活習慣を身につけましょう。

決まった時間での起床や更衣、洗面、食事、排せつなどの日常生活活動が自分でできるようになりましょう。はじめは支援を受けながら、少しずつできることを増やしていきましょう。送迎を行っている事業所もありますが、自力通学ができるぐらいに移動が自分でできるようになれば、事業所の選択肢が大幅に広がります。

★自分らしいコミュニケーション力を身につけましょう。

言葉だけでなく、動作や身振りなどで自分の気持ちを相手に伝えられるようになりましょう。「イエス」「ノー」や困っていることが相手に伝わるのが大切です、

★情緒の安定をはかりましょう。

ソーシャルスキル（対人関係や集団行動などの社会生活に必要な力）を高めるとともに、必要に応じて医療と連携するのもよいでしょう。視覚支援などの必要な支援を受けて見通しを持てるようになることや、自分なりの方法で落ち着けるようになることも大切です。

・福祉事業所での実習の流れ

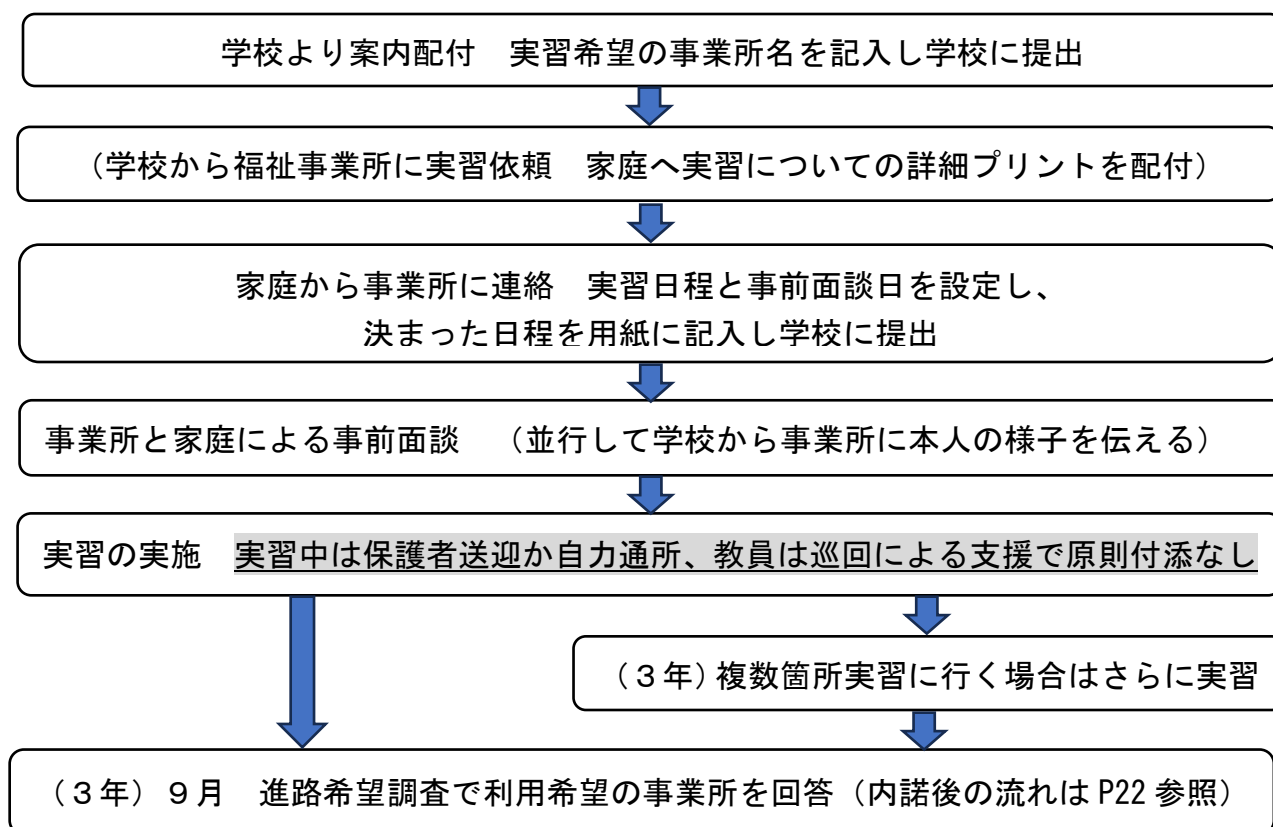
2年の事業所実習は、夏休みと2月に行います。夏休みは、希望者対象で、実習先には、保護者による送迎をお願いします。2月の実習は、登校後に通学バスで事業所に通います。教員の引率、付添のもと実施します（一部現地集合解散）。教員体制の都合などもあり、事業所の選定は学校が行います。ただし、別の事業所での実習を希望する場合は、保護者送迎により、夏休み同様に実習をすることができます。実習までの流れは下図をご参照ください。

3年の事業所実習については、6月ごろに、実習の受け入れが可能である事業所の一覧と、夏休みとその前後で実習可能な日程を提示します。その中から卒業後の利用を検討している事業所で実習しますので、事業所名をお知らせください。学校から事業所に依頼した後、学校から家庭に、実習について詳細プリントを配付します。次に、家庭から事業所に連絡して実習日程や事前面談日を決めます。決まりましたら日程を学校までお知らせください。事前面談をすませたうえで実習を実施します。

実習先へは、保護者の責任のもと通うことになります（保護者による送迎、もしくは自力で通う）。卒業後の利用を想定しているため、巡回による支援は行いますが、原則として教員の付添はありません。

11 ページの「企業での実習で保護者にご協力いただきたいこと」と同様に、福祉事業所での実習でも、実習日誌へのご記入や昼食の用意、お子さんへの励ましなどのサポートをよろしくお願いいたします。

・事業所実習（保護者希望の事業所の場合）の流れのまとめ



9. 福祉事業所見学について

進路部では、高等部の保護者を対象に「個別の福祉事業所見学」の機会を設けています。

5～7月（高等部2・3年生対象）と1～2月（高等部1・2年対象）です。

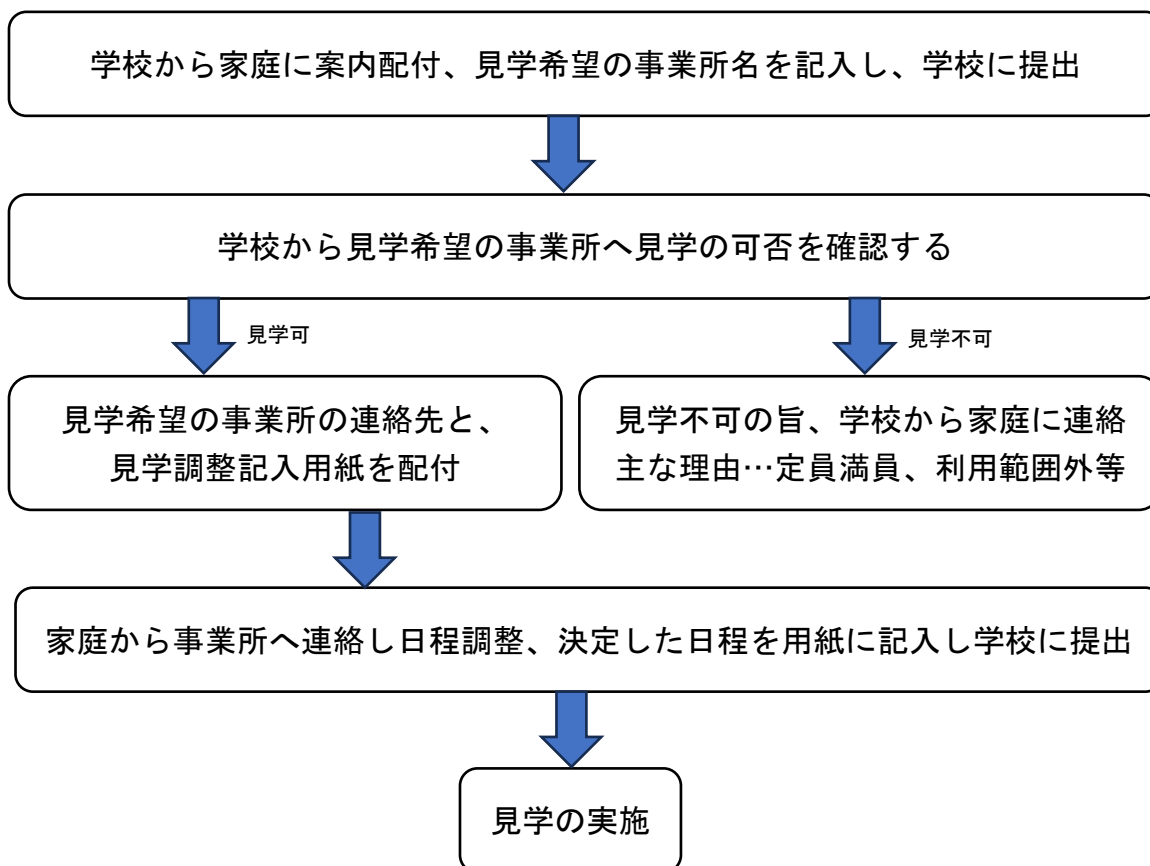
本校ホームページに掲載している福祉事業所案内（→P15）などを参考に、見学したい事業所を学校にお知らせください。学校から見学希望の事業所に見学が可能かどうかを確認します。見学可能であれば、ご家庭にお伝えしますので、ご家庭から事業所で直接連絡していただき日程を調整してください。日程が決まれば学校にご連絡ください。

見学には、保護者だけでなく、本人も行くことができます。その場合は出席扱いとなります。

・福祉事業所見学の時期と見学のポイントについて

学年・時期	見学のポイント
高1・1～2月	幅広く事業所を見学しておくことで、具体的な進路希望を考える際の参考になります。事業種別（生活介護、就労移行等）、事業内容、活動時間と休日、送迎の有無、工賃、昼食提供の有無や提供方法、職員体制など、ポイントになる項目があります。 <u>ご家庭によって重要視するポイントをよく確かめながら見学するとよいでしょう。</u>
高2・5～7月	
高2・1～2月	
高3・5～7月	夏休みの実習、卒業後の利用を念頭に置き事業所を選び、見学します。

・個別の福祉事業所見学の流れ



- ・ 個別の福祉事業所見学の期間外などの見学について

個別の福祉事業所見学については、先述の流れで実施していますが、期間外であっても、事業所に連絡していただいたり、見学していただいたりしても差し支えありません。

また、事業所から学校に、事業所の紹介チラシや、事業所が企画する見学会のチラシなどが届けられることがあります。学校ではそれらを「地域情報」として、ご家庭にお届けすることで、情報提供に努めています。「地域情報」として配付されたチラシをご覧になって興味を持たれた場合も、事業所に直接お問い合わせください。

以上のように、個別の福祉事業所見学の期間外で事業所見学をされる場合は、その事業所や見学日時について、学校にお知らせいただきますようお願いいたします。見学後の感想なども学校にお知らせいただき共有できれば、進路支援の参考になりますのでよろしくお願いいたします。

- ・ 福祉事業所案内について

学校ホームページに「福祉事業所案内」を掲載しています。新しくできた事業所など、最新情報を随時更新しています。下記の QR コードからご覧いただけます。



福祉事業所案内 QR コード

10. 高等部卒業後の支援について

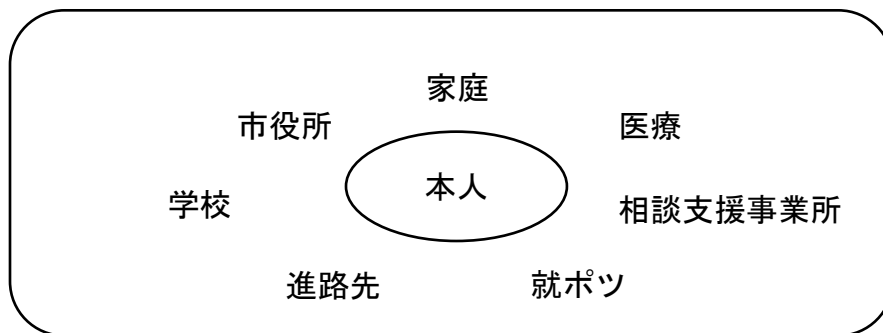
高等部卒業後の支援として、進路先への引継ぎ、アフターケア、同窓会活動があります。以下の流れで行いますが、何か困ったことがありましたら、随時学校までご相談ください。相談内容に応じたアフターケアを支援機関と連携しながら実施します。

・ 高等部卒業後の支援について

支援項目	支援内容
進路先への引継ぎ	担任が進路先に出向き、「個別の移行支援計画」をもとに、ご本人自身のことや、一人ひとりに応じた具体的な支援内容を、卒業後の進路先に引き継ぎます。
アフターケア	企業就労した場合は、管轄の「障害者就業・生活支援センター（以下、就ポツ）」と連携して、定着支援を行います。はじめは教員と就ポツ職員と一緒に職場を訪問し、学校が間に入りながら、就ポツと本人との関係構築を支援し、徐々に支援の主体を就ポツに移行していきます。
	福祉事業所に通っている場合は、適宜学校から事業所に連絡を取り、状況を把握します。また、7～8月の夏休みの期間、卒業時担任の教員が事業所を訪問し、本人の様子を把握します。相談支援事業所を利用している場合は、相談支援事業所職員と必要に応じて連携します。
	訪問による支援で課題があれば、学校、進路先、支援機関（就職の場合は就ポツなど、障がい福祉サービス事業所の場合は、相談支援事業所など）で連携して課題解決にあたり、進路先での定着を図ります。
同窓会活動 学校行事の案内	同窓会総会が6月上旬ごろにあります。同窓生同士の交流や、近況報告を通して、進路先での定着の課題となることがあれば解決を図ります。 学校行事には、同窓生が来校し見学できるものがあります。 体育祭（10月） 学習発表会（11月） 作品展（2月） （ただし、感染症対策等の理由で、来校・見学ができない場合があります。） 同窓会活動に関する案内は、期別に作成する「LINE 公式アカウント」を通して行います。高等部3年の2～3月ごろに、登録の案内をします。

・ 支援ネットワーク（イメージ）

多様なつながりの中で、連携して支援していきます。



11. 進路状況

・令和6年度（2024年度）の卒業生の進路先 網掛け下線は併用による利用がある事業所

令和7年4月1日現在

種別	事業所名（所在市）
企業就労	（株）山田製作所（大東市）（株）かんでんエルハート（大阪市） （株）ライフコーポレーション ライフ鶴見今津北店（大阪市） 医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院（大東市） 社会医療法人信愛会 暇生会脳神経外科病院（四條畷市） クボタインクルージョンワークス（株）枚方営業所（枚方市）
生活介護	<u>あうー、サイノス・プロGRESS</u> 、（四條畷市） コスモス大野、グローリーワーク大東、 <u>津の辺</u> 、 <u>ハートフル北条</u> 、木の実 （大東市） <u>OSJ工房よりそいの丘</u> 、 <u>新星</u> 、le lien〜ル・リアン、 <u>夢の木</u> 、 <u>若草園</u> 、とうふく 布施、あおぞらつぐみの家（東大阪市） <u>ミルキーウェイ</u> 、とくふうホーム（枚方市） ピースフルケアあとリエ（交野市） 就労支援センターアクア（寝屋川市） ワークショップはな花（八尾市） 青葉仁会生駒事業所（生駒市）
就労継続支援B型	<u>私の太陽農園</u> 、ゆたか作業所（四條畷市） ギフト、 <u>生駒の生水作業所</u> 、 <u>エムステージ野崎</u> 、TC エンタメアカデミーLBV （大東市） <u>新星</u> 、 <u>おさかな農園</u> 、がやがや、オムニバスハルミヤ base（東大阪市） すずらんアニメーションスタジオ、いちごや、いそしまカーム、 <u>パラグリーン</u> 、 あゆみ歩、青い鳥（枚方市） <u>ワークハウスやわらぎ</u> 、 <u>にじのそら</u> 、（交野市） 就労支援センターきのこ（寝屋川市）
自立訓練	Universal College CRECIO、支援センターさくら（大東市） わんせるふ、レジスタ（東大阪市） ココルポートカレッジ大阪梅田キャンパス、スクールきると梅田校（大阪市）
就労移行支援	支援センターさくら、LITALICO ワークス住道（大東市） エルバイエル堺筋本町（大阪市）
その他	未定、アルバイトなど

企業	訓練校	移行	自立	就A	就B	生介	他	計
6	0	4	10	0	19	19	4	62

※卒業生は60人ですが、就Bと生活介護の併用が2人いるため、合計に差が生じています。

第2部 福祉サービス

1. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要について

障害者総合支援法で定められている障がい福祉サービスで、卒業後の進路に関わるものは、介護給付と訓練等給付の下表の太線で囲んで着色したものになります。

・介護給付一覧

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います（ホームヘルプ）。
重度訪問介護	重度の障がいがある介護を必要とする人に、介護、支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいのある人の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人に、必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、療養上の管理、看護等の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

・訓練等給付一覧

サービス名	内容
自立訓練 （生活訓練）	自立した社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型＝雇用型、B型＝非雇用型
就労選択支援	就労に対する意向などを確認し、自分に合った働き方や就労先を選択できるように支援します。（→P22）
自立生活援助	一人暮らしに必要な生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には介護サービスも提供します。

2. 障がい支援区分について

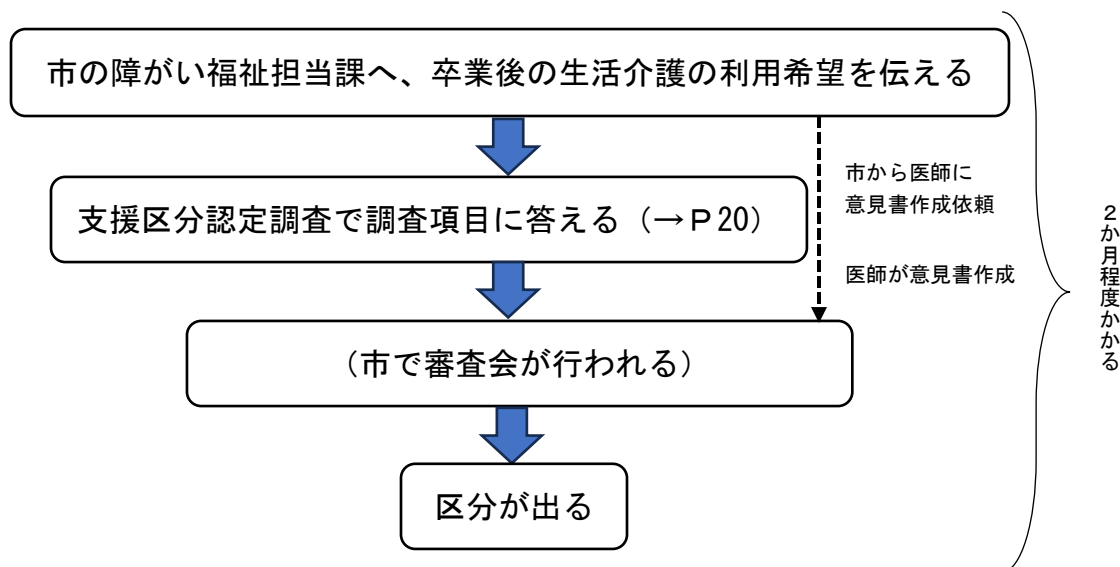
障がい支援区分とは、障害者総合支援法で定められている障がい福祉サービスのうち、介護給付全般と訓練等給付の共同生活援助のサービスを受ける際に必要になります。障がい支援区分認定調査を行い、区分に応じて、適切なサービスが受けられるようになります。

区分は1～6、および非該当の段階があり、区分の数字が大きいほど、支援の度合いが高いことを表します。主に卒業後の進路に関わる生活介護については、障がい支援区分3以上が必要となります。

したがって、卒業後生活介護の事業所利用を希望される方は、障がい支援区分認定調査が必要になります。認定調査から区分が出るまで、2か月程度かかります。概ね12月までに調査を済ませていただければと思いますが、調査のスケジュールなど具体的な流れは居住市により異なります。高等部3年生5～6月に実施予定の「市別福祉懇談」にご参加いただき、流れをご確認ください。

支援区分認定には、医師の意見書が必要になります。かかりつけの医師にご相談ください。大きな病気もなく、かかりつけと呼べるほどの医師がいない場合は、障がい基礎年金の申請を見据えて、精神科に今のうちからかかっておくとよいでしょう。（→P25）

・ 障がい支援区分認定の流れ



・調査項目と調査の際に留意すること（重要）

調査項目は、80 項目あります。移動や動作関連、日常生活関連、意思疎通関連、行動障がい関連、特別な医療関連について尋ねられます（下表参照）。基本的に本人が回答し、回答が難しい場合や、補足が必要な場合に保護者も回答します。

例えば「服を着ることはできますか？」という質問に本人が「できます」と回答したとします。保護者が補足しないとその項目が「できる」ということになります。確かに、動作として服を着ることはできるかもしれませんが、実際は、服の前後ろの確認が必要だったり、ボタンのついた服ではなくTシャツやトレーナー、ゴムのズボンだけを着ていたり、気温に合わせた服装を保護者が考えていたり、ということがあるかもしれません。「『必要な支援があれば』できる」というところをしっかりと保護者から調査員の方に伝えていただきたいと思います。そうすることで衣服の着脱の項目は「一部介助」となります。

生活介護の利用には、区分3以上が必要になります。生活介護を利用するためにも、各項目で支援の必要性をしっかりと伝えて、適正な障がい支援区分が出るように調査を受けていただきますようお願いいたします。

・参考資料

障がい支援区分の認定調査項目（厚生労働省ホームページより引用）

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移 乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩 行	
1-9 移 動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)				
2-1 食 事	2-2 口腔清潔	2-3 入 浴	2-4 排 尿	
2-5 排 便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危機の認識	2-12 調 理	
2-13 掃 除	2-14 洗 濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)				
3-1 視 力	3-2 聴 力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	—	—	
4. 行動障害に関連する項目(34項目)				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作 話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	—
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透 析	5-4 ストーマの処置	
5-5 酸素療法	5-6 レスビレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル	

3. 就労アセスメントについて

就労継続支援B型（以下：就B）の事業所の利用を希望する場合、就労移行支援事業所を一定期間利用し、評価（「就Bでの訓練が本人にとって望ましい」という評価）を受ける必要があります。これを就労アセスメントといいます。

就労アセスメントを実施する時期や期間、実施方法は居住市によって異なります。適宜、対象となるご家庭にご案内いたしますが、以下に共通する流れや注意事項について説明します。

- ・市役所での利用申請が必要

就労アセスメントは、体験実習や現場実習ではなく「障がい福祉サービスの利用」になります。高等部3年生の夏休みに就Bで行う福祉現場実習に利用申請は必要ありませんが、就労アセスメントでは、利用申請が必要になります。就労アセスメント実施の1か月前までには市役所の障がい福祉担当課で利用申請をします。申請のタイミングは学校から案内します。

- ・就労移行支援事業所と契約が必要

繰り返しになりますが、就労アセスメントは「障がい福祉サービスの利用」ですので、契約が必要になります。市役所での利用申請が通ると支給決定され、受給者証が送られてきますので、受給者証と印鑑をご用意のうえ、就労アセスメントをする就労移行支援事業所と契約をします。事業所によって、事前に訪問して契約する場合や、アセスメント初日に契約する場合があります。契約の際は保護者も同席をお願いします。契約のタイミングは申請同様学校から案内します。

- ・就労アセスメント実施中は、放課後等デイサービスが使えない

障害者総合支援法の制度上、成人のサービスである就労移行支援事業所を利用している間は、児童のサービスである放課後等デイサービスが利用できなくなります。放課後等デイサービスを普段からご利用の場合は、就労アセスメントが終わった後の時間の過ごし方について、事前にご検討をお願いします。

・就労選択支援事業について

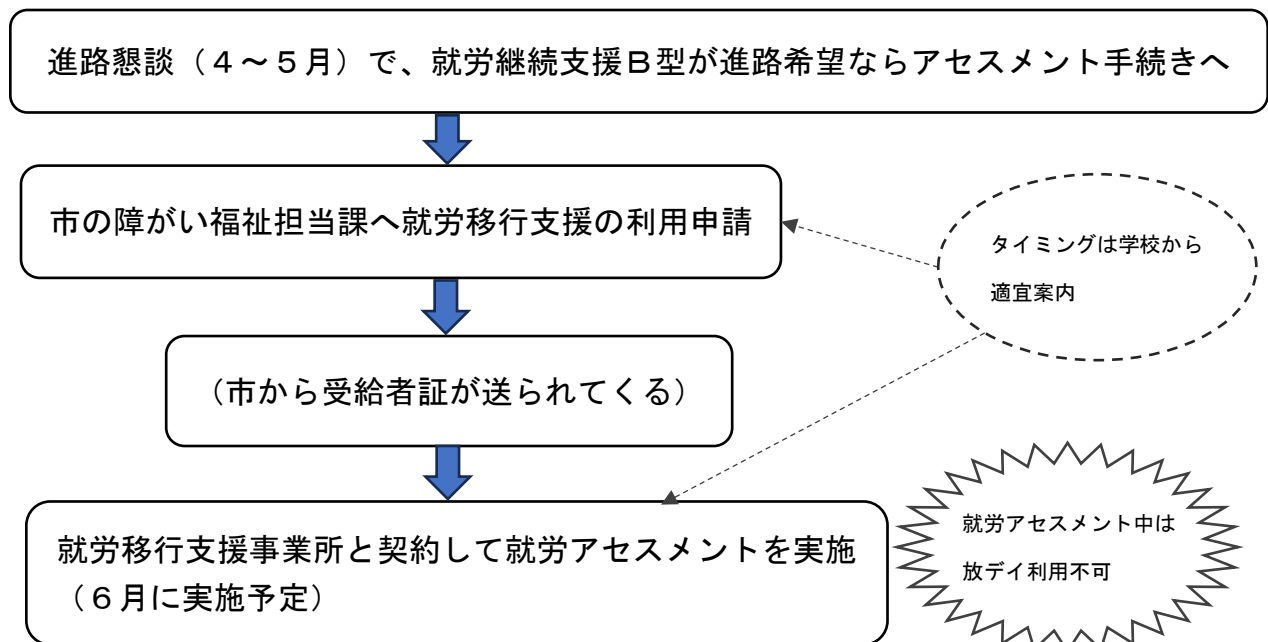
令和7年10月から、新たな障がい福祉サービスである「就労選択支援事業」が始まります。就労継続支援事業を利用しようとする人が対象者となります。

主な事業内容は、作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）を行い、その結果をもとに多機関による連携を行い、適切な進路選択ができるよう支援します。すなわち、就労移行支援事業所による就労アセスメント（→P21）に代わる制度になります。

今年度につきましては、就労継続支援B型の事業所を希望する方に対して、就労選択支援事業は使わず、なるべく9月中に就労移行支援事業所による就労アセスメントを行うことで対応していく予定です。

（予定ですので、実際のスケジュールにつきましては、随時ご案内いたします。）

・令和7年4月時点での就労アセスメントの流れ（予定）



4. 卒業前の手続きと相談支援、サービス等利用計画について

・卒業前の手続きの概要

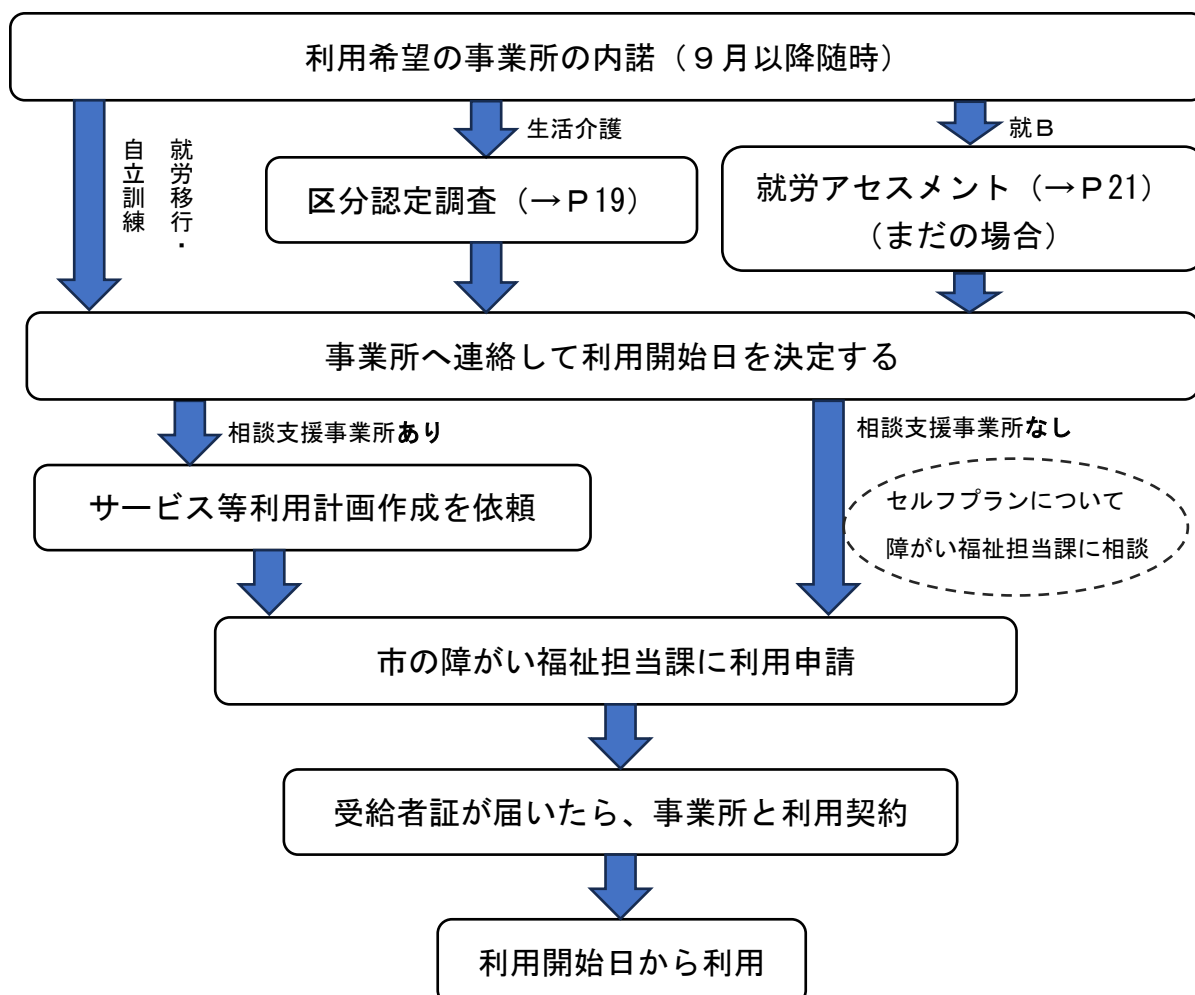
高等部3年生9月の進路希望調査で希望の事業所から内諾をいただきましたら、生活介護を希望する場合は区分認定調査、就労継続支援B型を希望する場合は就労アセスメントがありますが、就労移行支援や自立訓練を希望する場合はしばらく大きな動きはありません。

年明けあたりから、利用予定の事業所と利用開始日を決めてください。4月1日から利用を始める方が多いですが、早ければ卒業式翌日から利用するケースもあります。ただし成人のサービスなので、卒業時点で18歳になっていない場合は、18歳になるまでは利用できません。

利用開始日が決まれば、市の障がい福祉担当課で利用申請を行います。相談支援事業所を利用している場合は「サービス等利用計画」を合わせて提出します。相談支援事業所を利用していない場合は「セルフプラン」で利用申請を行います。セルフプランといっても、家庭だけでプランを作らないといけなく、市の障がい福祉担当課と相談しながら作成します。

利用申請が受理されれば、市が支給決定をし、受給者証が発行されます。受給者証は卒業後利用する事業所との契約の際に提示してください。

・卒業前の手続きのイメージ



・相談支援事業所について

相談支援事業所は、障がいがある方や家族等からの相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報提供等を行ったりします。事業所の種類により役割があります。

なお、相談支援事業所によっては、児童（18歳未満）のみを対象としている事業所や、知的障がいを対象としていない（身体のみ、精神のみ）事業所があります。

種類	役割	具体的な業務例
基幹相談 支援センター	地域における相談支援体制整備 社会資源の開発など	・ 総合的、専門的な相談の実施 ・ 地域の相談支援体制強化の取組 ・ 地域の相談事業者への専門的な指導助言 ・ 地域の相談機関の連携強化 ・ 権利擁護、虐待の防止 ・ 地域移行、地域定着促進の取組
（市からの） 委託相談支援事業所	一般的な相談支援	・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談） ・ 社会資源活用のための支援 （各種支援施策に関する助言、指導） ・ 専門機関の紹介
指定特定 相談支援事業所	基本相談支援を基盤とした 計画相談支援	・ 基本相談支援 ・ 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）

・サービス等利用計画について

卒業後に障がい福祉サービス事業所を利用する場合、計画相談支援をしている指定特定相談支援事業所に「サービス等利用計画」の作成を相談できます。

ただし、相談件数を多数抱えていて新規の受け入れが難しいという相談支援事業所も珍しくありません。そのため、サービスが1種類だけの場合（例：卒業後に通う自立訓練の事業所のみ）は、市から「セルフプラン」での利用申請をすすめられることもあります。

サービスを複数利用する場合（例：日中は生活介護、夕方は日中一時支援、休日は移動支援、毎月1回短期入所）、セルフプランでは調整が大変になってくるので、相談支援事業所に調整役として入ってもらい、ひとまとめにしたサービス等利用計画を作成してもらうという活用方法が考えられます。中長期的なビジョンを持って早めに相談しましょう。

・必要に応じて相談支援事業所の活用を

卒業後すぐは1種類だけなのでセルフプランで申請しても、何年かのちに、他のサービスを使いたくなる（短期入所や居宅介護など）ことがあると思います。そういうときは、委託相談支援事業所に相談するとよいでしょう。本人を支援するネットワークづくりに役立ちます。また、卒業後すぐにグループホームや施設入所をお考えの場合も、お早めに委託相談支援事業所にご相談ください。

5. 卒業後の重要な手続きについて

・障がい基礎年金の申請について

20 歳になると、障がいの程度に応じて障がい基礎年金の受給を受けることができます。

◆年金の額：（1 級：年額 1, 039, 620 円、2 級：年額 831, 700 円で偶数月に 2 ヶ月分受給）

※2025 年 4 月から。年金の額は、毎年変動します。

◆手続き

- ①20 歳の誕生日の 2 ～ 3 ヶ月前に、市町村の国民年金課に障がい者手帳を持参して、障がい基礎年金の相談をし、申請関係の書類を受け取る。
- ②療育手帳・精神保健福祉手帳で申請する場合には、精神保健指定医である精神科等の病院を予約して診察や面接、知能検査等を受けて所定の「診断書」に記入してもらう。身体障がいである場合は、障がいに応じた医療機関で同様の手続きを行ってください。
- ③主に家族が「病歴・就労状況等申立書」に記入する。
- ④以上の書類を年金課に提出する（本人名義の通帳が必要）。
- ⑤審査の結果通知が届く。

・療育手帳の更新について

- ①更新期限の少し前（だいたいの方は 20 歳の誕生日に更新です。その後は 5 年ごとです。）に市役所から通知が送られてきます。
- ②市役所の障がい福祉担当課へ電話をかけて、市役所に行く日時の予約をとります。
- ③予約した日に、通知書に書かれている物を持って障がい福祉担当課へ行きます。
- ④その後、予約日に大阪府障がい者自立相談支援センターへ行って、面接や検査を受けます。
- ⑤新しい手帳が発行された通知が家に届いたら、印鑑を持って障がい福祉担当課に取りに行きます。

・成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（以下「本人」といいます）を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人に、預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力がほとんどない場合には、そのような行為はできませんし、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うために援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者（「成年後見人」等）を選び、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

※高等部 3 年生の卒業前に、外部より講師をお招きし、年金制度や成年後見制度についてのお話をしていただく、学年進路講演会を実施しています。

第3部 相談窓口

1. 福祉サービス利用や手帳に関する相談窓口

・福祉事務所（市障がい福祉担当課）

福祉サービスの利用や障がい者手帳に関する申請手続きの窓口は、在住市の障がい福祉担当課です。その他、日常生活や社会活動で困っているなど、障がいがある方の様々な相談に応じています。担当課の名称は一覧の表のとおり、市により異なります。

相談機関名	所在地	電話番号
四條畷市障がい福祉課	四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121
大東市障害福祉課	大東市谷川 1-1-1	072-870-9630
東大阪市障害者支援室	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3184
東大阪市中福祉事務所	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-9285
東大阪市西福祉事務所	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784-7980
枚方市障害福祉室	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1221
交野市障がい福祉課	交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400

・大阪府障がい者自立相談支援センター

18歳以上の方の障がい者手帳の発行や更新業務などを行っています。ただし、その手続きは各市の障がい福祉担当課を通して行う場合がほとんどです。

相談機関名	所在地	担当課名	電話番号
大阪府障がい者自立 相談支援センター	大阪市住吉区大領 3-2-36 大阪府障がい者医療・リハビリ テーションセンター内	地域支援課	06-6692-5261
		身体障がい者支援課	06-6692-5262
		知的障がい者支援課	06-6692-5263

・子ども家庭センター

18歳未満の児童の療育手帳の判定業務などを行っています。

相談機関名	所在地	電話番号
大阪府中央子ども家庭センター （大東、四條畷、枚方、交野など）	寝屋川市八坂町 28-5	072-828-0161
大阪府東大阪子ども家庭センター （東大阪など）	東大阪市永和 1-7-4	06-6721-1966

- ・相談支援事業所（相談支援事業所の説明については、23 ページをご参照ください。）

◇基幹相談支援センター

四條畷市障がい者基幹相談支援センター さつき	四條畷市中野 1-1-20	072-877-2121 (四條畷市役所内)
大東市基幹相談支援センター	大東市三住町 2-7 シティウス 1 階	072-806-1331
東大阪市立障害児者支援センター レピラ 基幹相談支援センター	東大阪市菱江 5-2-34	072-975-5708
交野市基幹相談支援センター	交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400

（枚方市は指定特定相談支援事業所一覧に合わせて記載しています）

◇（市からの）委託相談支援事業所

＜四條畷市＞（障がい種別で担当が分かれています）

障害者相談支援センター しのみが丘	岡山 2-1-53	072-863-6933	知的
障がい者相談支援センター 和幸	中野本町 1-1	072-877-2121	精神
四條畷市障がい者相談支援センター フロンティア	米崎町 7-30	072-886-5035	身体

＜大東市＞（障がい種別で担当が分かれています）

相談支援センターあおぞら	氷野 2-2-5 大政ビル 3 号館 107	072-875-3969	知的
のぞみ相談支援センター	曙町 1-24	072-874-9900	精神
大東市障害者生活支援センター みすみ	三住町 2-7 シティウス 1 階	072-806-1331	身体
大東市障害者生活支援センター ごくでん	御供田 2-1-29	072-803-8536	児童

＜東大阪市＞（中学校区で担当が分かれています）

OSJ工房 よりそいの丘	東山町 6-1-110	072-987-5554	孔舎衛、石切、枚岡
委託相談支援センター ルーチェ	昭和町 3-2	072-985-2323	縄手北、縄手、 くすは縄手南高、池島学園
相談支援センター わくわく	中新開 2-10-16	072-968-7146	盾津、盾津東、玉川
自立支援センター ぱあとなあ	若江東町 2-1-6	06-6722-7760	英田、花園、若江
相談支援室つむぎ	森河内西 2-3-36	06-6736-5590	楠根、高井田、新喜多
アーバンサポート新喜多	西堤本通西 1-2-18	06-6784-0001	意岐部、小阪、長栄、布施
障害者生活支援センター ひびき	永和 1-3-4	06-6224-7310	上小阪、弥刀、金岡、 柏田、長瀬

（枚方市、交野市は指定特定相談支援事業所一覧に合わせて記載しています）

◇指定特定相談支援事業所（計画相談支援事業所）

児童または成人のみ対象などは、備考欄をご参照ください。

<四條畷市>

障がい者相談支援のぞみ	美田町 11-14	072-863-2211	
ケアプランセンターるうてる	岡山 5-19-20	072-879-4165	
障がい者（児）支援センターはろ	楠公 1-9-34	072-800-5970	
四條畷市立児童発達支援センター	雁屋北町 6-21 すてっぷ★なわて内	072-877-7373	児童
四條畷市社会福祉協議会	北出町 3-1	072-878-1210	
スマイルハート	西中野 1-9-29	072-863-1077	

<大東市>

支援センターさくら	末広町 15-6	072-871-0030	知的
ポイントアート四條畷	北条 3-3-24	072-877-1690	
あいしんケアプランセンター	氷野 4-2-49	072-813-4471	
Vivid-life	御供田 4-4-11-105	072-803-7022	
相談支援事業所ゆあーず	赤井 1-15-1-4F	072-812-7886	児童
相談支援事業所やすらぎ	中楠の里町 11-13	072-876-3860	児童
大東市立子ども発達支援センター	北条 1-16-16	072-812-7793	児童
相談支援事業所 flat いいもりぷらざ	北条 1-16-16 4F	070-1402-5616	児童

※東大阪市は通学区域近隣の事業所について紹介します。

<東大阪市 A 地域（北東部）>

相談支援センターすぷらうと	善根寺町 4-11-8	072-929-8789	
障がい者相談支援センターパラム	西石切町 3-6-18-202	072-943-4959	
キューオーエル	弥生町 2-53-102	072-981-7127	
フィルハート相談支援センター	中石切町 2-9-3-2D	072-943-2577	
相談支援センター シリウス	稲田本町 1-10-18	06-4308-5933	成人
たなべケアプランセンター	中石切町 2-10-30	072-980-6570	

<東大阪市 C 地域（中央北部）>

スタートライン	新庄 4-4-26	072-966-6020	
---------	-----------	--------------	--

<東大阪 E 地域（北西部）>

なないろの絆相談支援室	長田中 5-1-37-204	06-6224-3492	
相談支援センターKIBOU	森河内西 2-27-15-105	06-6783-0808	

<東大阪 F 地域（西部中央部）>

ハッピー・ケア・サポート 相談支援センター	西堤本通東 2-3-25-101	06-6788-0701	
ぴよぴよ会	高井田元町 2-7-6	06-6783-0404	児童
地域生活支援センターふう	永和 2-6-33	06-6722-5531	成人
つなぐ相談支援ステーション東大阪	小阪本町 1-7-8-1F	050-3610-9847	
相談支援事業所菜の花畑	御厨南 2-1-30	06-6784-7087	成人
特定相談事業所八戸ノ里向日葵	若江西新町 3-1-9	06-6730-7181	
スピリッツ相談支援センター	菱屋西 3-1-1	06-6724-0412	
ユアライフ 21 相談支援事業所	長田西 1-4-37-202	06-6618-5070	
陽だまり相談支援センター	長堂 1-21-20-101	06-6787-0484	
ふせまちかど相談所	足代北 1-3-21-1F	06-6784-1340	
相談支援事業所 ワークセンターひびき	永和 3-10-15	06-4307-3330	成人
オラシオン相談支援センター	足代 3-1-7-3F	06-6730-9898	精神
障がい児者総合福祉施設 ノーサイド	荒川 2-8-26	06-6736-1515	身体
ピュア療育相談室	御厨南 2-6-22	06-6781-1197	
ケアプランセンター ヴェルディ	小阪 2-8-11	06-7639-0636	
メルシーケア・小阪	小阪 2-5-7	06-6785-7172	成人
相談支援はるかぜ	永和 1-10-24	06-6748-0633	

<交野市> 委託相談支援事業所…委

障がい児（者）相談支援センターてらサポ 委	星田 6-24-5	072-810-0900	
障害児者相談支援センターかたの 委	寺 4-590-1 交野自立センター	072-893-7006	
地域活動支援センターみのり 委	天野が原町 5-32-1	072-893-9511	
ハートフルステーションいわふね	私市 2-14-14	072-893-8877	
森南ソーシャルワーク	森南 3-114	072-892-1660	
サポートスペースいいな	星田 5-14-4-2F	072-894-7150	

<枚方市> 基幹相談支援センター…〔基〕 委託相談支援事業所…〔委〕

障害者相談支援センターわらしべ〔委〕	長尾谷町 1-101-1	072-868-1301	身体
パーソナルサポートひらかた〔基〕〔委〕	中宮山戸町 10-12-105	072-848-8825	
地域支援センターゆい〔基〕〔委〕	上島東町 14-1-2F	072-894-7470	
地域生活支援センターにじ〔委〕	伊加賀西町 52-12	090-8216-4911	知的
相談支援センター陽だまり〔基〕〔委〕	交北 2-7-15	072-809-0015	
クロスロード〔委〕	川原町 9-4-2F	072-843-4100	精神
トータルケア明	西禁野 2-4-17-102	072-840-2072	
相談支援事業所あるがまま	南中振 2-88-6	072-803-6497	
フォレスト	山之上 4-5-4	090-3871-9829	
相談支援事業所クオリア	東中振 2-11-12-103	072-837-3310	
特定相談支援事業所わかたけ	交北 4-1248-1	072-805-9911	
かなえケアサービス	長尾西町 2-51-5	072-813-8288	
市立ひらかた子ども発達支援センター	磯島北町 3-2	072-807-5373	児童
支援センターぴーぷる	大垣内町 3-10-5	072-865-3681	
「まごころ」介護相談所	山之上北町 1-32-3F	072-804-0580	
ぐっどケア相談支援事業所	出屋敷元町 2-9-1	072-805-0277	
相談支援事業所こどもテラス	高田 2-20-17	072-853-2280	
どんぐり	春日元町 2-30-2	072-865-3457	
bon ひらかた相談室	新町 1 - 3 - 18-2F	072-380-1143	
SKIP 枚方相談室	新町 1 - 3 - 18-2F	072-380-1143	
悠とびあ介護支援事業所	山田池町 36-18	072-865-5472	
マスタープラン相談支援事業所	藤阪中町 10-8	072-845-4552	
スマイル相談室・枚方	星丘 3-1-5 3F	070-2442-0464	

2. 就労に関する相談窓口や訓練校

・ハローワーク（公共職業安定所：専門援助部門）

就職を希望する人に対して仕事に関する相談や職業紹介業務を行っています。障がい者雇用については専門援助部門が窓口になります。

ハローワーク門真（四條畷、大東など）	門真市殿島町 6-4 守口門真商工会館 2F	06-6906-6831
ハローワーク布施（東大阪など）	東大阪市長堂 1-8-37 イオン布施駅前店 4F	06-6782-4221
ハローワーク枚方（枚方、交野など）	枚方市岡本町 7-1 ビオルネ・イオン枚方 6 階	072-841-3363

・障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、継続的に支援を必要とする障がい者に対して、地域の福祉機関や雇用関係機関との連携をとりつつ、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行います。

北河内東障害者就業・生活支援センター（交野、四條畷、大東）	大東市住道 2-2 大東サンメイツ 2 番館 304 号 「就労支援統括センター みいーん」内	072-871-0047
東大阪市障害者就業・生活支援センター（J-WAT）（東大阪）	東大阪市菱江 5-2-34 東大阪市立障害児者支援センター内	072-975-5711
枚方市障害者就業・生活支援センター（枚方）	枚方市磯島元町 21-10	090-2064-2188

・障害者職業センター

就職のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援等を行っています。職業的重度判定（→P11）もこちらで実施します。

大阪障害者職業センター	大阪市中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル 4F	06-6261-7005
-------------	-------------------------------------	--------------

・ 障がい者職業能力開発校（訓練校）

就職のための訓練や就職活動の支援を行っています。入校には筆記・面接試験があります。

名称	所在地	電話番号	訓練期間・備考
大阪障害者職業能力開発校	堺市南区城山台 5-1-3	072-296-8311	1 年
大阪府立北大阪高等職業技術専門校	枚方市津田山手 2-11-40	072-808-2151	1 年
大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校	大阪市天王寺区上汐 4-4-1	06-6776-9900	1 年
大阪市職業リハビリテーションセンター	大阪市平野区喜連西 6-2-55	06-6704-7201	1 年
大阪市職業指導センター	大阪市住之江区泉 1-1-110	06-6685-9075	2 年（1 年めは、 自立訓練）
摂津市障害者職業能力開発センター	摂津市鳥飼上 5-2-8	072-653-1212	1 年
大阪 I N A 職業支援センター	箕面市稲 6-15-26	072-729-7021	1 年
兵庫障害者職業能力開発校	伊丹市東有岡 4-8	072-782-3210	1 年
城陽障害者高等技術専門校	城陽市中芦原 59	0774-54-3600	1 年 全寮制（月～金）
京都障害者高等技術専門校	京都市伏見区 竹田流池町 121-3	075-642-1510	1 年

＜参考資料＞web サイトの紹介

QRコードを読み取って（web版はQRコードをクリックやタップ）、スマートフォンやタブレットなどでご覧ください。webサイトについては、2025年2月末時点でアクセスできることを確認していますが、その後URLの変更などの理由でご覧いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。

◇事業所探しに役立つサイト

サイト名	QRコード	説明
WAM NET 障害福祉サービス事業所見学		全国の障がい福祉サービス事業所を検索できます。
大東市障害福祉サービス事業所等の情報		大東市のホームページに掲載されている事業所一覧です。サービスごとに PDF データで掲載されています。
指定障害福祉サービス事業所一覧（東大阪市内）		東大阪市のホームページに掲載されている事業所一覧です。PDF データとエクセルデータで掲載されています。
枚方市内指定障害福祉サービス事業所等一覧		枚方市のホームページに掲載されている事業所一覧です。エクセルデータで掲載されています。
交野支援学校四條畷校福祉事業所案内		本校ホームページに掲載している事業所情報です。随時更新していますので、ホームページで最新情報をご確認ください。（→P15）

◇制度について詳しく知るためのサイト

サイト名	QRコード	説明
厚生労働省 障害福祉サービスの利用について		「障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット」という資料をダウンロードできます。障害者総合支援法をわかりやすくまとめています。
わかりやすい版 障害者総合支援法 (PDF)		厚生労働省のホームページに掲載されている PDF 資料です。ふりがなやイラスト付きで、障害者総合支援法についてわかりやすく解説しています。

大阪府立交野支援学校四條畷校

所在地 大阪府四條畷市砂 3－1 3－6

電話 0 7 2－8 7 9－8 3 1 5

F A X 0 7 2－8 7 9－8 3 1 6